

宮城県公報

令和8年3月31日（火）
号外第23号

目次

規則

- 事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）

訓令甲

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 46 号

事務委任規則の一部を改正する規則

第1条 事務委任規則（昭和35年宮城県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地方公所長)</p> <p>第2条の3 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 知事が別に定める物品の購入及び次に掲げる事務(工事の施行(アに掲げるものを除く。)、重要物品の購入、補助金等の交付決定等、<u>旅費に係るもの(職員以外の者に支出されるものを除く。)</u>及び知事が別に定める懇談会の開催を除く。)で1件につきそれぞれ次に定める額未満の支出を伴うものに係る令達予算に基づく支出負担行為及び支出命令並びに地方自治法第214条に規定する債務負担行為(以下「債務負担行為」という。)に基づき、又は同法第234条の3の規定により行う支出負担行為</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p><u>(公文書館長)</u></p> <p>第2条の4 <u>公文書館長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。</u></p> <p>(1) <u>公文書の管理に関する条例(令和7年宮城県条例第45号)の施行に関する次のこと。</u></p> <p>ア <u>第14条第5項の規定による特定歴史行政文書等の目録の作成及び公表</u></p> <p>イ <u>第16条第1項の規定による利用請求書の受理</u></p> <p>ウ <u>第16条第2項の規定による補正命令</u></p>	<p>(地方公所長)</p> <p>第2条の3 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 知事が別に定める物品の購入及び次に掲げる事務(工事の施行(アに掲げるものを除く。)、重要物品の購入、補助金等の交付決定等、<u>旅費に係るもの及び知事が別に定める懇談会の開催を除く。)</u>で1件につきそれぞれ次に定める額未満の支出を伴うものに係る令達予算に基づく支出負担行為及び支出命令並びに地方自治法第214条に規定する債務負担行為(以下「債務負担行為」という。)に基づき、又は同法第234条の3の規定により行う支出負担行為</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>

エ 第19条第1項の規定による特定歴史行政文書等の全部又は一部を利用させる旨の決定及び通知

オ 第19条第2項の規定による特定歴史行政文書等の全部を利用させない旨の決定及び通知

カ 第20条第2項の規定による利用決定等の期限の延長及び通知

キ 第21条の規定による利用決定等の期限の特例延長及び通知

ク 第22条第1項から第3項までの規定による第三者等に対する意見書提出の機会の付与

ケ 第22条第4項の規定による通知

コ 第27条の規定による特定歴史行政文書等の廃棄

サ 第28条の規定による保存及び利用の状況の公表

(2) 特定歴史行政文書等の保存等に関する規則（令和8年宮城県規則第47号）の施行に関する次のこと。

ア 第4条第1項の規定による文書の寄贈等の申出の受理

イ 第4条第2項の規定による寄贈等の受入れの決定

ウ 第6条の規定による計画の作成及び実施

エ 第18条の規定による簡便な方法による利用の実施

オ 第19条の規定による特定歴史行政文書等の貸出し

カ 第21条第2項の規定による移管元実施機関への意見聴取

キ 第21条第3項の規定による特定歴史行政文書等の廃棄に関する記録の作成及び公表

(動物愛護センター所長)

第4条の3 動物愛護センター所長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第16条の規定による交通のしや断又は制限（塩釜保健所の所管区域（岩沼支所の事業担

(動物愛護センター所長)

第4条の3 動物愛護センター所長に、動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年宮城県条例第137号）第9条第1項の規定による犬及びねこの譲渡に関する事務を処理する権限を委任する。

当区域を除く。)に係るものに限る。)

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する次のこと（塩釜保健所の所管区域（岩沼支所の事業担当区域を除く。）に係るものに限る。)

ア 第10条第1項の規定による第1種動物取扱業の登録

イ 第12条第1項の規定による第1種動物取扱業の登録の拒否

ウ 第13条第1項の規定による第1種動物取扱業の登録の更新

エ 第14条第1項から第3項まで及び第16条第1項の規定による届出の受理

オ 第17条の規定による第1種動物取扱業の登録の抹消

カ 第19条第1項の規定による登録の取消し等

キ 第21条の5第2項の規定による届出の受理

ク 第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の開催

ケ 第22条の6の規定による命令

コ 第23条第1項、第2項及び第4項並びに第24条の2第1項及び第2項の規定による勧告及び命令

サ 第24条第1項、第24条の2第3項、第25条第5項及び第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

シ 第24条の2の2及び第24条の3の規定による届出の受理

ス 第25条第1項から第4項までの規定による指導、助言、勧告及び命令

セ 第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可

ソ 第28条第1項及び第3項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更の許可及び届出の受理

タ 第29条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消

チ 第32条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令

ツ 第35条第1項から第6項までの規定による犬及び猫の引取り等

テ 第36条第2項の規定による負傷動物の收容（動物の死体の收容を除く。）

ト 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この号及び第6条第1項第34号において「省令」という。）第2条の規定による登録証の交付及び再交付並びに亡失の届出及び返納の受理

ナ 省令第15条の規定による許可証の交付及び再交付並びに亡失の届出及び返納の受理

ニ 省令第16条第1項の規定による飼養又は保管の廃止の届出の受理

(3) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年宮城県条例第137号）の施行に関する次のこと（ア、エ及びカからケまでにあつては、塩釜保健所の所管区域（岩沼支所の事業担当区域を除く。）に係るものに限る。）。

ア 第8条第1項及び第2項の規定による飼い犬の收容及び公示

イ 第8条第3項の規定による飼い犬（動物愛護センター所長が管理するものに限る。）の措置及び処分

ウ 第9条第1項の規定による犬及び猫（それぞれ動物愛護センター所長が管理するものに限る。）の譲渡

エ 第9条第2項の規定による犬、猫等の公示

オ 第9条第2項の規定による犬、猫等（動物愛護センター所長が管理するものに限る。）の措置及び処分

カ 第10条の規定による野犬の駆除

キ 第11条及び第14条第3項の規定による届出等の受理

ク 第12条の規定による措置命令

ケ 第15条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

（保健所長）

（保健所長）

第6条 [略]

(1) [略]

ア [略]

イ～キ [略]

ク 第8条第1項の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理

ケ 第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出の受理

コ 第8条の2第2項の規定による病院、診療所、助産所及びオンライン診療受診施設の休止及び再開の届出の受理

サ 第9条の規定による病院、診療所、助産所及びオンライン診療受診施設の廃止の届出の受理

シ～チ [略]

ソ 第25条第2項の規定による病院等への書類等の提出命令及び立入検査

テ～ニ [略]

(2)～(6) [略]

(7) [略]

ア～セ [略]

第6条 [略]

(1) [略]

ア [略]

イ 第6条の3第1項及び第2項の規定による病院等の管理者からの医療に関する情報の報告の受理

ウ 第6条の3第4項の規定による市町村その他の官公署に対する医療に関する情報の提供の請求

エ 第6条の3第8項の規定による病院等の開設者に対する報告の徴収及び是正命令

オ～コ [略]

サ 第8条の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理

シ 第8条の2第2項の規定による病院、診療所及び助産所の休止及び再開の届出の受理

ス 第9条の規定による病院、診療所又は助産所の廃止の届出の受理

セ～テ [略]

ト 第25条第2項の規定による病院等への書類等の提出命令

ナ～ネ [略]

(2)～(6) [略]

(7) [略]

ア～セ [略]

ソ 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則第2条第6項、第7項及び第8項の規定

ソ [略]

(8)～(23) [略]

(24) 狂犬病予防法第16条の規定による交通のしゃ断又は制限(動物愛護センター所長に委任される事務を除く。)

(25)～(33) [略]

(34) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する次のこと(動物愛護センター所長に委任される事務を除く。)

ア～カ [略]

キ [略]

ク 第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の開催

ケ～テ [略]

ト 省令第2条の規定による登録証の交付及び再交付並びに亡失の届出及び返納の受理

ナ 省令第15条の規定による許可証の交付及び再交付並びに亡失の届出及び返納の受理

ニ 省令第16条第1項の規定による飼養又は保管の廃止の届出の受理

(35) 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する次のこと(動物愛護センター所長に委任される事務を除く。)。ただし、イ、ウ及びオにあっては、塩釜保健所の所管区域(岩沼支所の事業担当区域を除く。)に係るものを除く。)

ア 第8条第1項及び第2項の規定による飼い犬の収容及び公示

による届出の受理

タ [略]

(8)～(23) [略]

(24) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第16条の規定による交通のしゃ断又は制限

(25)～(33) [略]

(34) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の施行に関する次のこと。

ア～カ [略]

キ 第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の開催

ク [略]

ケ～テ [略]

ト 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下この号において「府令」という。)第2条の規定による登録証の交付及び再交付並びに亡失の届出及び返納の受理

ナ 府令第15条の規定による許可証の交付及び再交付並びに亡失の届出及び返納の受理

ニ 府令第16条第1項の規定による飼養又は保管の廃止の届出の受理

(35) 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する次のこと。

ア 第8条の規定による飼い犬の収容等

イ 第8条第3項の規定による飼い犬の措置及び処分

ウ 第9条第1項の規定による犬及び猫の譲渡

エ 第9条第2項の規定による犬、猫等の公示

オ 第9条第2項の規定による犬、猫等の措置及び処分

カ～ケ [略]

(36)～(38) [略]

イ 第9条第1項の規定による犬及び猫の譲渡

ウ～カ [略]

(36)～(38) [略]

(39) 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年宮城県条例第78号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条第1号の規定による廃止前のかきの処理に関する取締条例（昭和29年宮城県条例第43号）の施行に関する次のこと。

ア 第4条の規定による処理場設置の許可

イ 第6条の規定による届出の受理

ウ 第15条第1項の規定による処理業の開始届の受理

エ 第17条の2の規定による衛生上必要な事項の指示

オ 第19条の規定による処理場の施設の改善命令、使用の停止又は許可の取消し

カ 第20条（第3号を除く。）の規定による営業の停止

(40) 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条第2号の規定による廃止前の食品衛生取締条例（昭和30年宮城県条例第27号）の施行に関する次のこと。

ア 第3条の規定による加工業の登録

イ 第4条の規定による行商の登録

ウ 第5条第2項の規定による登録証及びき章の交付

エ 第5条の2第1項の規定による登録の拒否及び同条第2項の規定による通知

(39) [略]

(40)～(48) [略]

2～4 [略]

(地方振興事務所長)

第10条 [略]

オ 第6条第1項の規定による有効期間の延長及び同条第2項の規定による登録の更新

カ 第6条の2第2項の規定による届出の受理

キ 第7条の2の規定による変更の届出の受理

ク 第9条の規定による登録証及びき章の書換え及び再交付

ケ 第10条の規定による営業の休止若しくは廃止又は合併以外の事由による解散の届出の受理

コ 第13条及び第14条の規定による改善命令、措置命令及び営業停止命令

(41) [略]

(42) かきの処理に関する取締条例（昭和29年宮城県条例第43号）の施行に関する次のこと。

ア 第4条の規定による処理場設置の許可

イ 第6条の規定による届出の受理

ウ 第15条第1項の規定による処理業の開始届の受理

エ 第15条の2第1項及び第3項の規定による処理従事者の登録、変更届の受理及び登録証の書換え

オ 第16条第1項の規定による登録証及びき章の交付

カ 第17条の規定による登録証の再交付

キ 第17条の2の規定による衛生上必要な事項の指示

ク 第19条の規定による処理場の施設の改善命令、使用の停止又は許可の取消し

ケ 第20条及び第21条の規定による営業の停止又は従業停止

(43)～(51) [略]

2～4 [略]

(地方振興事務所長)

第10条 [略]

(1)～(12) [略]

(13) [略]

ア～ハ [略]

ヒ 第83条の2第2項の規定による土地改良区連合の解散の認可

フ 第83条の2第3項の規定による土地改良区連合の権利義務の承継の認可

ヘ 第83条の2第4項の規定による土地改良区連合の解散等の認可の公告

ホ～アエ [略]

(14)～(45) [略]

2～4 [略]

(土木事務所長)

第18条 [略]

(1)～(13) [略]

(14) [略]

ア 第7条の6第1項第1号及び第18条第38項第1号（第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定

イ～タ [略]

(15)～(50) [略]

(51) [略]

ア [略]

イ 第54条第3項（第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事又は建築副主事への通知

(1)～(12) [略]

(13) [略]

ア～ハ [略]

ヒ～アア [略]

(14)～(45) [略]

2～4 [略]

(土木事務所長)

第18条 [略]

(1)～(13) [略]

(14) [略]

ア 第7条の6第1項第1号及び第18条第24項第1号（第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定

イ～タ [略]

(15)～(50) [略]

(51) [略]

ア [略]

イ 第54条第3項（第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知

ウ～オ [略] (52)～(56) [略] 2 前項に掲げるもののほか、気仙沼土木事務所長に次条第1号から第7号まで、 <u>第10号</u> 、 <u>第14号</u> 及び <u>第16号</u> に掲げる事務を処理する権限を委任する。 3 [略]	ウ～オ [略] (52)～(56) [略] 2 前項に掲げるもののほか、気仙沼土木事務所長に次条第1号から第6号まで、 <u>第9号</u> 、 <u>第12号</u> 及び <u>第14号</u> に掲げる事務を処理する権限を委任する。 3 [略]
---	--

第2条 事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保健所長) 第6条 [略] (1)～(26) [略] (27) [略] ア～ケ [略] コ <u>第14条第1項</u> 、 <u>第13項</u> 及び <u>第14項</u> の規定による医薬品の製造販売の承認及び届出の受理（薬局製造販売医薬品製造販売業に係るものに限る。） サ～フ [略] (28)～(48) [略] 2～4 [略]	(保健所長) 第6条 [略] (1)～(26) [略] (27) [略] ア～ケ [略] コ <u>第14条第1項</u> 、 <u>第15項</u> 及び <u>第16項</u> の規定による医薬品の製造販売の承認及び届出の受理（薬局製造販売医薬品製造販売業に係るものに限る。） サ～フ [略] (28)～(48) [略] 2～4 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月1日から施行する。

宮城県訓令甲第12号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和35年宮城県訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
各部長 (1) [略] ア～キ [略] <u>ク 所属の部長に相当する職、副部長の職又は課長の職にある者（地方機関の職を兼ねる者を除く。）の子育て部分休暇の承認及びその取消し</u> <u>ケ 部長の職又は所属の副部長の職にある者（地方機関の職を兼ねる者を除く。）の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の一部の取消し</u> コ～タ [略] (2)～(9) [略] (10) <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第2条第2項に規定する旧法公益信託に関する次のこと。</u>	[略]	各部長 (1) [略] ア～キ [略] 欠 部長の職又は所属の副部長の職にある者（地方機関の職を兼ねる者を除く。）の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し ケ～ソ [略] (2)～(9) [略] (10) <u>公益信託に関する次のこと。</u>	[略]
	各課長 (1) [略] ア～コ [略] <u>サ 課員の子育て部分休暇の承認及びその取消し</u>		各課長 (1) [略] ア～コ [略]

<p>ア～コ [略] (11)～(30) [略]</p>	<p>シ 所属の課長に相当する職(課に置かれる職に限る。)にある者(地方機関の職を兼ねる者を除く。)及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の一部の取消し</p> <p>ス～ソ [略] (2)～(17) [略]</p> <p>(18) 職員の旅行命令に係る支出負担行為及び支出命令(職員以外の者に対する支出のために行うものに限り、各総括課長補佐の専決事項の項第4号に掲げるものを除く。)</p> <p>(19) 支出を伴う事案の決定(旅行命令に係るものを除く。)に係る1件10万円以上の契約の締結その他の支出負担行為(別表第2出納局契約課長の専決事項の項第2号から第4号までに掲げるもの及び各総括課長補佐の専決事項の項第8号に掲げるものを除く。)及び1件10万円以上の支出命令</p>	<p>ア～コ [略] (11)～(30) [略]</p>	<p>サ 所属の課長に相当する職(課に置かれる職に限る。)にある者(地方機関の職を兼ねる者を除く。)及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し</p> <p>シ～セ [略] (2)～(17) [略]</p> <p>(18) 支出を伴う事案の決定(旅行命令に係るものを除く。)に係る1件10万円以上の契約の締結その他の支出負担行為(別表第2出納局契約課長の専決事項の項第2号から第4号までに掲げるもの及び各総括課長補佐の専決事項の項第9号に掲げるものを除く。)及び1件10万円以上の支出命令</p>
<p>各副部長</p>	<p>(20)～(42) [略]</p>	<p>各副部長</p>	<p>(19)～(41) [略]</p>

<p>ア～カ [略]</p> <p>キ 所属の課長の職にある者の <u>介護休暇、介護時間及び子育て 部分休暇</u>の承認の一部の取消 し</p> <p>ク～シ [略]</p>	<p>各総括課長補佐</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 課員（所属の課長に相当する 職にある者及び総括課長補佐 の職又は総括技術補佐の職に ある者を除く。）の<u>介護休暇、 介護時間及び子育て部分休暇</u> の承認の一部の取消し</p> <p>オ～キ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) <u>課員（所属の課長に相当する 職にある者及び総括課長補佐又 は総括技術補佐の職にある者を 除く。）の旅行命令に係る支出負 担行為及び支出命令（職員以外 の者に対する支出のために行うも のに限る。）</u></p> <p>(5)～(10) [略]</p>	<p>ア～カ [略]</p> <p>キ 所属の課長の職にある者の <u>介護休暇及び介護時間の承認</u> の一部の取消し</p> <p>ク～シ [略]</p>	<p>各総括課長補佐</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 課員（所属の課長に相当する 職にある者及び総括課長補佐 の職又は総括技術補佐の職に ある者を除く。）の<u>介護休暇及 び介護時間の承認</u>の一部の取 消し</p> <p>オ～キ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4)～(9) [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	<p>総務事務管理課長</p> <p>(1) 非常勤職員（別に定めるもの に限る。）の報酬、給料、手当及 び費用弁償並びに職員の旅行命 令に係る支出負担行為及び支出 命令（各課長の専決事項の項第18 号に掲げるもの及び各総括課長 補佐の専決事項の項第4号に掲 げるものを除く。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	[略]	<p>総務事務管理課長</p> <p>(1) 非常勤職員（別に定めるもの に限る。）の報酬、給料、手当及 び費用弁償並びに職員の旅行命 令に係る支出負担行為及び支出 命令</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

<p style="text-align: center;">県政情報・文書課</p> <p>(1) <u>情報公開条例第38条第2項の規定による特定出資団体等の指定</u></p> <p>(2) <u>公文書の管理に関する条例(令和7年宮城県条例第45号)第31条第1項又は第40条の規定による宮城県公文書管理委員会への諮問</u></p>	<p style="text-align: center;">県政情報・文書課長</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>公文書の管理に関する条例の施行に関する次のこと。</u></p> <p><u>ア ファイル等の廃棄に係る報告の受理(第9条)</u></p> <p><u>イ 宮城県公文書管理委員会への意見聴取(第9条、第11条、第29条、第41条)</u></p> <p><u>ウ 廃棄の定めの変更の求め(第9条)</u></p> <p><u>エ ファイル管理簿の記載状況等に係る報告の受理及びその概要の公表(第10条)</u></p> <p><u>オ 実施機関に対する行政文書の管理状況に関する報告要求及び資料の提出要求並びに実地調査(第10条)</u></p> <p><u>カ 行政文書管理指針の変更及びその公表(第11条)</u></p> <p><u>キ 特定歴史行政文書等の保存等の状況の公表(第28条)</u></p> <p><u>ク 訴訟書類の移管に係る協議に対する回答(第50条)</u></p>	<p style="text-align: center;">県政情報・文書課</p> <p>情報公開条例第38条第2項の規定による特定出資団体等の指定</p>	<p style="text-align: center;">県政情報・文書課長</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
<p style="text-align: center;">私学・公益法人課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア 学校法人の寄附行為又はその変更の認可(<u>第24条、第108条</u>)</p>	<p style="text-align: center;">[略]</p>	<p style="text-align: center;">私学・公益法人課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア 学校法人の寄附行為又はその変更の認可(<u>第31条、第45条</u>)</p>	<p style="text-align: center;">[略]</p>

<p>イ 学校法人の寄附行為の補充 (第25条)</p> <p>ウ 学校法人の解散の認可 (第109条)</p> <p>エ 学校法人の合併の認可 (第126条)</p> <p>オ 学校法人の収益事業の停止命令 (第134条)</p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>公益信託に関する法律の施行に関する次のこと。</u></p> <p>ア <u>信託等の変更の認可 (第12条)</u></p> <p>イ <u>信託の併合及び分割の認可 (第22条)</u></p> <p>ウ <u>受託者に対する勧告及び措置命令 (第29条)</u></p> <p>エ <u>宮城県公益認定等委員会への諮問 (第38条、附則第16条)</u></p>		<p>イ 学校法人の寄附行為の補充 (第32条)</p> <p>ウ 学校法人の解散の認可又は認定 (第50条)</p> <p>エ 学校法人の合併の認可 (第52条)</p> <p>オ 学校法人の収益事業の停止命令 (第61条)</p> <p>(3)～(9) [略]</p>	
<p>市町村課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 地方税法第389条の規定による固定資産の価格の決定及び配分</p> <p>(6)～(8) [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>市町村課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 地方税法(昭和25年法律第226号)第389条の規定による固定資産の価格の決定及び配分</p> <p>(6)～(8) [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>環境生活部長 環境生活総務課</p> <p>(1) <u>太陽光発電施設の設置等に関する条例 (令和4年宮城県条例第</u></p>	<p>環境生活総務課長 <u>太陽光発電施設の設置等に関する条例の施行に関する次のこと。</u></p>	<p>環境生活部長 環境政策課</p> <p>(1) <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成</u></p>	<p>環境政策課長 <u>環境政策課長 (1) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施</u></p>

39号)の施行に関する次のこと。

ア 設置規制区域内における設置の許可(第6条)

イ 設置規制区域内における設置の変更許可(第7条)

ウ 設置規制区域内における設置の許可の取消し(第9条)

エ 事業者に対する勧告(第17条)

オ 事業者に対する措置命令(第18条)

カ 設置許可を取り消された者又は措置命令を受けた者の公表(第19条)

キ 既存施設の設置規制区域内における変更許可(附則第3項)

(2) 再生可能エネルギー地域共生促進税条例(令和5年宮城県条例第34号)の施行に関する次のこと。

ア 認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の認定(第3条)

イ 再生可能エネルギー源を交換して得られる電気を専ら開発区域内に所在する家屋において消費するものとしての認定(第16条)

ア 太陽光発電施設の設置等に係る届出の受理(第7条、第8条、第10条、第11条、第13条、第14条、附則第5項、附則第7項、附則第11項、附則第12項)

イ 事業者及び設置許可申請者等に対する指導及び助言(第15条)

13年法律第64号)の施行に関する次のこと(イ及びウに掲げるものについては、保健所長の専決に係るものを除く。)

ア 第1種特定製品の管理者に対する勧告、公表及び命令(第18条)

イ 第1種フロン類充填回収業者の登録の拒否(第29条、第30条)

ウ 第1種フロン類充填回収業者の登録事項の変更登録の拒否(第31条)

エ 第1種フロン類充填回収業者の登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令(第35条)

オ 第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者、第1種フロン類充填回収業者及び第1種特定製品引取等実施者に対する勧告及び命令(第49条)

カ 第1種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第1種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に確実に引き渡す業を行う者の認定の取消し(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

行に関する次のこと(ウからオまで、キ、ク、セ及びタからツまでに掲げるものについては、保健所長の専決に係るものを除く。)

ア 第1種特定製品の管理者に対する指導及び助言(第17条)

イ 環境大臣及び経済産業大臣からの通知の受理及び公表(第20条、第23条)

ウ 第1種フロン類充填回収業者の登録(第27条、第28条)

エ 第1種フロン類充填回収業者の登録の更新(第30条)

オ 第1種フロン類充填回収業者の登録事項の変更の登録(第31条)

カ 第1種フロン類充填回収業者登録簿の閲覧(第32条)

キ 第1種フロン類充填回収業者の廃棄等の届出の受理(第33条)

ク 第1種フロン類充填回収業者の登録の抹消(第34条)

ケ 第1種特定製品廃棄等実施者からの報告の受理(第45条)

コ 第1種フロン類充填回収業者からの報告の受理及び主務大臣への通知(第47条)

サ 第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、特定

施行規則第49条の規定に基づく第1種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則(平成15年宮城県規則第104号)第7条)

(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)附則第19条の規定によりなおその効力を有するとされる同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「旧フロン類回収破壊法」という。)の施行に関する次のこと。

ア 第2種フロン類回収業者の登録の拒否(第31条)

イ 第2種フロン類回収業者の登録をしないことの決定(第32条)

ウ 第2種フロン類回収業者の登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令(第17条、第33条)

エ 第2種特定製品引取業者又は第2種フロン類回収業者に対する勧告及び命令並びに国土交通大臣への通知(第43条)

オ 第2種特定製品引取業者又は第2種フロン類回収業者に

解体工事元請業者及び第1種フロン類充填回収業者に対する指導及び助言(第48条)

シ 第1種特定製品の管理者、第1種特定製品整備者、情報処理センター、第1種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第1種フロン類引渡受託者、第1種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。スにおいて同じ。)及び第1種特定製品引取等実施者からの報告の徴収(第91条)

ス 第1種特定製品の管理者、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第1種フロン類引渡受託者、第1種フロン類充填回収業者及び第1種特定製品引取等実施者に対する立入検査(第92条)

セ 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請(第93条)

ソ 第1種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第1種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に確実に引き渡す業を行う者の認定(フロン

対する勸告及び命令（第64条）
(3) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）の施行に関する次のこと。
ア 体験の機会の場の認定並びに当該認定に係る協議（第20条）
イ 体験の機会の場の認定の取消し（第20条の6）
ウ 環境保全に係る協定の締結等（第21条の4）
(4) グリーン購入促進条例（平成18年宮城県条例第22号）の施行に関する次のこと。
ア 基本方針の策定及び変更並びにその公表（第10条）
イ 推進計画の策定及びその公表（第11条）

類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく第1種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則（以下この号において「規則」という。）第2条）
タ 知事が必要と認める書類の指定（規則第2条）
チ 認定事業者からの変更の届出の受理（規則第4条）
ツ 認定事業者からの廃業の届出の受理（規則第5条）
テ 認定事業者からの報告の受理（規則第6条）
ト 認定事業者に対する指導及び助言（規則第8条）
ナ 認定事業者に対する立入検査（規則第9条）
(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧フロン類回収破壊法の施行に関する次のこと。
ア 第2種フロン類回収業者の登録（第29条、第30条、第32条）
イ 第2種フロン類回収業者の登録の更新、変更の登録及び抹消（第33条）

ウ 第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対する指導及び助言（第42条）

エ 第2種特定製品引取業者又は第2種フロン類回収業者からの報告の徴収（第64条）

オ 第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者からの報告の徴収（第70条）

カ 第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対する立入検査（第71条）

(3) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行に関する次のこと。

ア 認定民間団体等に対する報告の徴収及び助言等（第20条の4）

イ 主務大臣に対する要請（第21条の5）

(4) グリーン購入促進条例第12条の規定による調達実績の概要の公表

(5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次のこと（環境・エネルギー関連産業分野（資源循環に係るものを除く。）に関することに限る。）。

ア 土地利用調整計画及びその

			<u>変更に係る同意（第11条、第12条）</u> <u>イ 地域経済牽引事業計画及びその変更についての承認（第13条、第14条）</u> <u>ウ 地域経済牽引事業計画及びその変更についての協議に対する同意（第13条、第14条）</u> <u>エ 地域経済牽引事業計画の承認の取消し（第14条）</u> <u>オ 承認地域経済牽引事業者に対する指導及び助言（第40条）</u> <u>カ 承認地域経済牽引事業者に対する報告の徴収（第41条）</u>
<p style="text-align: center;"><u>環境政策課</u></p> <p><u>(1) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の施行に関する次のこと（イ及びウに掲げるものについては、保健所長の専決に係るものを除く。）。</u></p> <p><u>ア 第1種特定製品の管理者に対する勧告、公表及び命令（第18条）</u></p> <p><u>イ 第1種フロン類充填回収業者の登録の拒否（第29条、第30条）</u></p> <p><u>ウ 第1種フロン類充填回収業者の登録事項の変更登録の拒否（第31条）</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>環境政策課長</u></p> <p><u>(1) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関する次のこと（ウからオまで、キ、ク、セ及びタからツまでに掲げるものについては、保健所長の専決に係るものを除く。）。</u></p> <p><u>ア 第1種特定製品の管理者に対する指導及び助言（第17条）</u></p> <p><u>イ 環境大臣及び経済産業大臣からの通知の受理及び公表（第20条、第23条）</u></p> <p><u>ウ 第1種フロン類充填回収業者の登録（第27条、第28条）</u></p> <p><u>エ 第1種フロン類充填回収業者の登録の更新（第30条）</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>次世代エネルギー室</u></p> <p><u>(1) 太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年宮城県条例第39号）の施行に関する次のこと。</u></p> <p><u>ア 設置規制区域内における設置の許可（第6条）</u></p> <p><u>イ 設置規制区域内における設置の変更許可（第7条）</u></p> <p><u>ウ 設置規制区域内における設置の許可の取消し（第9条）</u></p> <p><u>エ 事業者に対する勧告（第17条）</u></p> <p><u>オ 事業者に対する措置命令（第18条）</u></p> <p><u>カ 設置許可を取り消された者又は措置命令を受けた者の公</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>次世代エネルギー室長</u></p> <p><u>太陽光発電施設の設置等に関する条例の施行に関する次のこと。</u></p> <p><u>ア 太陽光発電施設の設置等に係る届出の受理（第7条、第8条、第10条、第11条、第13条、第14条、附則第5項、附則第7項、附則第11項、附則第12項）</u></p> <p><u>イ 事業者及び設置許可申請者等に対する指導及び助言（第15条）</u></p>

エ 第1種フロン類充填回収業者の登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令(第35条)

オ 第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者、第1種フロン類充填回収業者及び第1種特定製品引取等実施者に対する勧告及び命令(第49条)

カ 第1種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第1種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に確実に引き渡す業を行う者の認定の取消し(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく第1種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則(平成15年宮城県規則第104号)第7条)

(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)附則第19条の規定によりなおその効力を有するとされる同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「旧フロン類回収

オ 第1種フロン類充填回収業者の登録事項の変更の登録(第31条)

カ 第1種フロン類充填回収業者登録簿の閲覧(第32条)

キ 第1種フロン類充填回収業者の廃棄等の届出の受理(第33条)

ク 第1種フロン類充填回収業者の登録の抹消(第34条)

ケ 第1種特定製品廃棄等実施者からの報告の受理(第45条)

コ 第1種フロン類充填回収業者からの報告の受理及び主務大臣への通知(第47条)

サ 第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者及び第1種フロン類充填回収業者に対する指導及び助言(第48条)

シ 第1種特定製品の管理者、第1種特定製品整備者、情報処理センター、第1種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第1種フロン類引渡受託者、第1種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。スにおいて同じ。)及び第1種特定製品引取等実施者からの報告の

表(第19条)

キ 既存施設の設置規制区域内における変更許可(附則第3項)

(2) 再生可能エネルギー地域共生促進税条例(令和5年宮城県条例第34号)の施行に関する次のこと。

ア 認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の認定(第3条)

イ 再生可能エネルギー源を交換して得られる電気を専ら開発区域内に所在する家屋において消費するものとしての認定(第16条)

破壊法」という。)の施行に関する次のこと。

ア 第2種フロン類回収業者の登録の拒否(第31条)

イ 第2種フロン類回収業者の登録をしないことの決定(第32条)

ウ 第2種フロン類回収業者の登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令(第17条、第33条)

エ 第2種特定製品引取業者又は第2種フロン類回収業者に対する勧告及び命令並びに国土交通大臣への通知(第43条)

オ 第2種特定製品引取業者又は第2種フロン類回収業者に対する勧告及び命令(第64条)

(3) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)の施行に関する次のこと。

ア 体験の機会の場合の認定並びに当該認定に係る協議(第20条)

イ 体験の機会の場合の認定の取消し(第20条の6)

ウ 環境保全に係る協定の締結等(第21条の4)

(4) グリーン購入促進条例(平成

徴収(第91条)

ス 第1種特定製品の管理者、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第1種フロン類引渡受託者、第1種フロン類充填回収業者及び第1種特定製品引取等実施者に対する立入検査(第92条)

セ 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請(第93条)

ソ 第1種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第1種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に確実に引き渡す業を行う者の認定(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく第1種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則(以下この号において「規則」という。)第2条)

タ 知事が必要と認める書類の指定(規則第2条)

チ 認定事業者からの変更の届出の受理(規則第4条)

ツ 認定事業者からの廃業の届出の受理(規則第5条)

18年宮城県条例第22号)の施行に関する次のこと。

ア 基本方針の策定及び変更並びにその公表(第10条)

イ 推進計画の策定及びその公表(第11条)

テ 認定事業者からの報告の受理(規則第6条)

ト 認定事業者に対する指導及び助言(規則第8条)

ナ 認定事業者に対する立入検査(規則第9条)

(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧フロン類回収破壊法の施行に関する次のこと。

ア 第2種フロン類回収業者の登録(第29条、第30条、第32条)

イ 第2種フロン類回収業者の登録の更新、変更の登録及び抹消(第33条)

ウ 第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対する指導及び助言(第42条)

エ 第2種特定製品引取業者又は第2種フロン類回収業者からの報告の徴収(第64条)

オ 第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者からの報告の徴収(第70条)

カ 第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対する立入検査(第71条)

(3) 環境教育等による環境保全の

取組の促進に関する法律の施行に関する次のこと。

ア 認定民間団体等に対する報告の徴収及び助言等（第20条の4）

イ 主務大臣に対する要請（第21条の5）

(4) グリーン購入促進条例第12条の規定による調達実績の概要の公表

(5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次のこと（環境・エネルギー関連産業分野（資源循環に係るものを除く。）に関することに限る。）。

ア 土地利用調整計画及びその変更に係る同意（第11条、第12条）

イ 地域経済牽引事業計画及びその変更についての承認（第13条、第14条）

ウ 地域経済牽引事業計画及びその変更についての協議に対する同意（第13条、第14条）

エ 地域経済牽引事業計画の承認の取消し（第14条）

オ 承認地域経済牽引事業者に対する指導及び助言（第40条）

カ 承認地域経済牽引事業者に

	対する報告の徴収（第41条）
[略]	[略]
[略]	<p>自然保護課長</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>森林法の施行に関する次のこと（地方振興事務所長の専決に係るものを除く。）。</u></p> <p>ア <u>開発行為（開発行為に係る土地の面積が20ヘクタール未満のものに限る。）の許可（第10条の2）</u></p> <p>イ <u>開発行為の許可に係る市町村長の意見の聴取（第10条の2）</u></p> <p>(3)～(9) [略]</p>
[略]	[略]
<p>廃棄物対策課</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する次のこと（<u>ア、イ、キ、ク、セ、ソ、テ及びトに掲げるものについては、廃棄物対策課長及び保健所長の専決に係るものを除く。）。</u></p> <p>ア～フ [略]</p> <p>(2)～(8) [略]</p>	<p>廃棄物対策課長</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する次のこと（<u>タからトまで、ネ、ヒ、フ及びメに掲げるものについては、保健所長の専決に係るものを除く。）。</u></p> <p>ア 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この号において「政令」という。）第5条の2に掲げるものを除く。オ、<u>サ及びシ</u>において同じ。）の設置の許可（第8条）</p>

	[略]
[略]	[略]
[略]	<p>自然保護課長</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>森林法第10条の2の規定による開発行為（開発行為に係る土地の面積が20ヘクタール未満のものに限る。）の許可（地方振興事務所長の専決に係るものを除く。）</u></p> <p>(3)～(9) [略]</p>
[略]	[略]
<p>廃棄物対策課</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する次のこと（セ、ソ、テ及びトに掲げるものについては、<u>循環型社会推進課長及び保健所長の専決に係るものを除く。）。</u></p> <p>ア～フ [略]</p> <p>(2)～(8) [略]</p>	<p>廃棄物対策課長</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する次のこと（<u>セからツまで、ニ、ノ、ハ及びミに掲げるものについては、保健所長の専決に係るものを除く。）。</u></p> <p>ア 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この号において「政令」という。）第5条の2に掲げるものを除く。オにおいて同じ。）の設置の許可（第8条）</p>

	<p>イ～コ [略]</p> <p><u>サ</u> 一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可（第9条の5）</p> <p><u>シ</u> 一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割に係る認可（第9条の6）</p> <p>ス～テ [略]</p> <p><u>ト</u> 産業廃棄物処理施設（政令第7条第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8号の2及び第9号から第11号までに掲げるものに限る。<u>ネ</u>、<u>ヒ</u>及び<u>フ</u>において同じ。）の設置の許可及び検査（第15条、第15条の2）</p> <p>ナ～モ [略]</p>		<p>イ～コ [略]</p> <p>サ～チ [略]</p> <p><u>ツ</u> 産業廃棄物処理施設（政令第7条第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8号の2及び第9号から第11号までに掲げるものに限る。<u>三</u>、<u>ノ</u>及び<u>ハ</u>において同じ。）の設置の許可及び検査（第15条、第15条の2）</p> <p>テ～ム [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
<p>医療政策課</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p><u>ア</u> 病院、診療所及び助産所の開設者に対する報告の徴収及び是正命令（第6条の3）</p> <p><u>イ</u>・<u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> 病院、診療所及び助産所の開設者並びにオンライン診療受診施設の設置者に対する措置命令及び業務の全部又は一部の停止命令（第24条の2）</p> <p><u>オ</u>～<u>セ</u> [略]</p> <p>(5)～(16) [略]</p>	[略]	<p>医療政策課</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p><u>ア</u>・<u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> 病院、診療所及び助産所の開設者に対する措置命令及び業務の全部又は一部の停止命令（第24条の2）</p> <p><u>エ</u>～<u>ス</u> [略]</p> <p>(5)～(16) [略]</p>	[略]

[略]	[略]
[略]	<p>健康推進課長</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 喫煙可能室設置施設の届出の受理(健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号)附則第2条)</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>
[略]	[略]
<p>産業人材対策課</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則(平成12年宮城県規則第173号)第6条第2項の規定による授業料等の減免の承認</u></p>	[略]
[略]	[略]
[略]	<p>農山漁村なりわい課長</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>土地改良法(昭和24年法律第195号)の施行に関する次のこと。</u></p> <p><u>ア 農業集落排水施設整備事業計画等及びその変更の認可(第57条の5、第57条の8)</u></p> <p><u>イ 情報通信環境事業計画等及びその変更の認可(第57条の9、第57条の10)</u></p>

[略]	[略]
[略]	<p>健康推進課長</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
[略]	[略]
<p>産業人材対策課</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則(平成12年宮城県規則第173号)第5条第2項の規定による授業料の減免の承認</u></p>	[略]
[略]	[略]
[略]	<p>農山漁村なりわい課長</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

[略]	[略]	[略]	[略]
<p style="text-align: center;">農村振興課</p> <p>(1) 土地改良法の施行に関する次のこと。 ア～ウ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">農村振興課長</p> <p>(1) [略] ア～ウ [略] エ <u>連携管理保全計画等及びその変更の認可(第57条の11、第57条の12、第57条の13)</u> オ～キ [略] ク <u>解散命令によって解散した場合の清算に関する認可(第71条の7)</u> ケ～タ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p style="text-align: center;">農村振興課</p> <p>(1) 土地改良法(昭和24年法律第195号)の施行に関する次のこと。 ア～ウ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">農村振興課長</p> <p>(1) [略] ア～ウ [略]</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>キ～セ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
<p style="text-align: center;">林業振興課</p> <p>(1)～(5) [略] (6) [略] ア・イ [略] ウ 代替執行に係る市町村との協議及び規約の公告(第68条)</p> <p>(7)～(10) [略]</p>	<p style="text-align: center;">林業振興課長</p> <p>(1)～(5) [略] (6) [略] ア 民間事業者の公募及び公表(第36条、第44条) イ 代替執行に係る事務(第68条)</p> <p>(7)～(14) [略]</p>	<p style="text-align: center;">林業振興課</p> <p>(1)～(5) [略] (6) [略] ア・イ [略] ウ 代替執行に係る市町村との協議及び規約の公告(第48条)</p> <p>(7)～(10) [略]</p>	<p style="text-align: center;">林業振興課長</p> <p>(1)～(5) [略] (6) [略] ア 民間事業者の公募及び公表(第36条) イ 代替執行に係る事務(第48条)</p> <p>(7)～(14) [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
<p style="text-align: center;">建築宅地課</p> <p>(1)～(8) [略] (9) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)</u>の施行に関する次のこと。 ア <u>勧告に従わない旨の公表(第4条の2)</u></p>	<p style="text-align: center;">建築宅地課長</p> <p>(1) [略] ア～タ [略] チ <u>高度地区内における建築物の高さの制限の許可(第58条)</u> ツ～ヲ [略] ン <u>大規模の修繕又は大規模の</u></p>	<p style="text-align: center;">建築宅地課</p> <p>(1)～(8) [略] (9) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)</u>の施行に関する次のこと。</p>	<p style="text-align: center;">建築宅地課長</p> <p>(1) [略] ア～タ [略]</p> <p>チ～ワ [略]</p>

イ マンション再生組合の設立及び解散の認可並びに設立の認可の取消し（第9条、第38条、第98条）

ウ 個人施行者によるマンション再生事業の施行及び廃止又は終了の認可並びに施行の認可の取消し（第45条、第54条、第99条）

エ [略]

オ 除却等計画の認定（第104条）

カ 勧告に従わない旨の公表（第108条）

キ マンション等売却組合の設立及び解散の認可並びに設立の認可の取消し（第113条、第137条、第161条）

ク [略]

ケ マンション除却組合の設立及び解散の認可並びに設立の認可の取消し（第163条の6、第163条の30、第163条の53）

コ 補償金支払計画の認可（第163条の34）

サ 指示に従わない旨の公表（第163条の58）

シ・ス [略]

(10)～(12) [略]

模様替における適用除外の認定（建築基準法施行令第137条の12）

ジ [略]

(2)～(13) [略]

(14) マンションの再生等の円滑化に関する法律の施行に関する次のこと。

ア マンションの建替え等に関する助言、指導、勧告並びに情報提供及び報告の要求並びに立入検査（第4条の2）

イ・ウ [略]

エ マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合の設立及び解散の認可、理事長の氏名等並びに設立の認可の取消しに係る公告（第14条、第25条、第38条、第120条、第126条、第137条、第163条の13、第163条の19、第163条の30、第173条、第175条、第186条）

オ マンション再生組合及び敷地分割組合の定款又は事業計画の変更の認可（第34条、第183条）

カ 決算報告書の承認（第42条、第138条、第163条の31、第187条）

ア マンション建替組合の設立及び解散の認可並びに設立の認可の取消し（第9条、第38条、第98条）

イ 個人施行者によるマンション建替事業の施行及び廃止又は終了の認可並びに施行の認可の取消し（第45条、第54条、第99条）

ウ [略]

エ 指示に従わない旨の公表（第104条）

オ 買受計画の認定（第110条）

カ 勧告に従わない旨の公表（第114条）

キ マンション敷地売却組合の設立及び解散の認可並びに設立の認可の取消し（第120条、第137条、第161条）

ク [略]

ケ・コ [略]

(10)～(12) [略]

ヲ [略]

(2)～(13) [略]

(14) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関する次のこと。

ア・イ [略]

ウ マンション建替組合の設立及び解散の認可、理事長の氏名等並びに設立の認可の取消しに係る公告（第14条、第25条、第38条）

エ マンション建替組合の定款又は事業計画の変更の認可（第34条）

オ 決算報告書の承認（第42条、第138条、第187条）

(13) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の施行に関する次のこと（町村部に限る。）。

ア マンション管理適正化推進計画の作成（第3条の2）

イ マンション所有者不明専有部分等の管理に関する処分命令の請求（第5条の2の2）

キ 個人施行者によるマンション再生事業の施行の認可、規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可、施行の認可の取消し及び数人共同して施行するマンション建替事業に係る規約の認可に係る公告（第49条、第50条、第51条、第99条）

ク 個人施行者によるマンション再生事業に係る規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可及び数人共同して施行するマンション再生事業に係る規約の認可（第50条、第51条）

ケ・コ [略]

サ 再生後マンション等の管理又は使用に関する管理規約の認可（第94条）

シ マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合若しくは個人施行者又は敷地分割組合に対する報告の徴収、資料の提出の要求、勧告、助言及び援助（第97条、第160条、第163条の52、第213条）

ス マンション再生事業、マンション等売却事業及びマンション除却事業並びに敷地分割事業の施行に係る措置命令（第97

(13) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第3条の2第1項の規定によるマンション管理適正化推進計画の作成（町村部に限る。）

カ 個人施行者によるマンション建替事業の施行の認可、規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可、施行の認可の取消し及び数人共同して施行するマンション建替事業に係る規約の認可に係る公告（第49条、第50条、第51条、第99条）

キ 個人施行者によるマンション建替事業に係る規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可及び数人共同して施行するマンション建替事業に係る規約の認可（第50条、第51条）

ク・ケ [略]

コ 施行再建マンション等の管理又は使用に関する管理規約の認可（第94条）

サ マンション建替組合若しくは個人施行者又は敷地分割組合に対する報告の徴収、資料の提出の要求、勧告、助言及び援助（第97条、第213条）

シ マンション建替事業及びマンション敷地売却事業並びに敷地分割事業の施行に係る措置命令（第97条、第160条、第

条、第160条、第163条の52、第213条)

セ マンション再生事業、マンション等売却事業及びマンション除却事業並びに敷地分割事業におけるマンション管理適正化支援法人への協力要請 (第97条、第160条、第163条の52、第213条)

ソ 事業又は会計の状況の検査 (第98条、第161条、第163条の53、第214条)

タ [略]

チ 議決の取消し等 (第98条、第161条、第163条の53、第214条)

ツ マンション再生事業、マンション等売却事業及びマンション除却事業並びに敷地分割事業におけるマンション管理適正化推進センターへの協力要請 (第101条、第163条、第163条の55、第216条)

テ 除却等計画の変更の認定 (第106条)

ト 認定買受人に対する報告の

213条)

ス [略]

セ 議決等の取消し (第98条、第161条、第214条)

ソ 除却する必要があるマンションの認定 (第102条)

タ 要除却認定マンションの除却に係る指導及び助言並びに指示 (第104条)

チ 容積率の特例に関する許可 (第105条)

ツ 買受計画の変更の認定 (第111条)

テ 認定買受人に対する報告の

徴収及び勧告（第108条）

ナ マンション等売却組合及びマンション除却組合の定款又は資金計画の変更の認可（第134条、第163条の27）

ニ [略]

ヌ 除却等をする必要のあるマンションの認定（第163条の56）

ネ 要除却等認定マンションの除却等に係る指導及び助言並びに指示（第163条の58）

ノ 容積率等の特例に関する許可（第163条の59）

ハ [略]

(15)・(16) [略]

(17) [略]

ア～ウ [略]

エ 管理組合の運営又はマンションの修繕の実施が著しく不適切である管理組合の管理者等への勧告（第5条の2第2項）

オ 関係地方公共団体の長に対する情報の提供の要求（第5条）

徴収及び勧告（第114条）

ト マンション敷地売却組合の設立及び解散の認可並びに設立の認可の取消しに係る公告（第123条、第137条）

ナ マンション敷地売却組合の定款又は資金計画の変更の認可（第134条）

ニ [略]

ヌ 敷地分割組合の設立及び解散の認可並びに設立の認可の取消しに係る公告（第173条、第186条）

ネ 敷地分割組合の定款又は事業計画の変更の認可（第183条）

ノ [略]

(15)・(16) [略]

(17) [略]

ア～ウ [略]

エ 運営が著しく不適切である管理組合の管理者等への勧告（第5条の2第2項）

の2第5項)
カ 管理組合の管理者等に対する報告の徴収及び立入検査(第5条の2第6項)
キ マンション管理適正化支援法人(以下この号において「支援法人」という。)の登録及び登録事項の変更の届出の受理(第5条の3)
ク 支援法人に対する報告の徴収(第5条の8第1項)
ケ 支援法人に対する改善命令(第5条の8第2項)
コ 支援法人の登録の取消し(第5条の8第3項)
サ 支援法人の登録等の公表(第5条の9)
シ マンションの管理に関する計画の認定及び認定の更新並びに認定を受けた管理計画の変更の認定(第5条の14、第5条の15、第5条の16、第5条の17)
ス 管理計画認定マンションに関する報告の徴収(第5条の18)
セ 管理計画認定マンションに関する改善命令(第5条の19)
ソ 管理計画の認定の取消し(第5条の20)

オ マンションの管理に関する計画の認定及び認定の更新並びに認定を受けた管理計画の変更の認定(第5条の4、第5条の5、第5条の6、第5条の7)
カ 管理計画認定マンションに関する報告の徴収(第5条の8)
キ 管理計画認定マンションに関する改善命令(第5条の9)
ク 管理計画の認定の取消し(第5条の10)

	<u>タ 指定認定事務支援法人への委託（第5条の22）</u> (18) [略]
[略]	[略]

各所長

(1)～(7) [略]

(8) 所長の職にある者及び所員の子育て部分休暇の承認及びその取消し

(9) 所長の職にある者及び所員の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の一部の取消し

(10)～(23) [略]

仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長～精神保健福祉センター所長 [略]

地方振興事務所長

(1)～(18) [略]

(19) [略]

ア 開発行為（次に掲げるもので、かつ、新たに許可を要するものを除く。）の許可に係る市町村長の意見の聴取（第10条の2）

(ア) 大規模開発行為に関する指導要綱（昭和51年宮城県告示第830号）第10条第1項に規定する自然環境保全協定の締結を要するもの

(イ) 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定するものをいう。）の設置を目的とするもの

イ～ス [略]

(20)～(40) [略]

農業改良普及センター所長～土木事務所長 [略]

別表第2（第3条関係）

	<u>ケ 指定認定事務支援法人への委託（第5条の12）</u> (18) [略]
[略]	[略]

各所長

(1)～(7) [略]

(8) 所長の職にある者及び所員の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

(9)～(22) [略]

仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長～精神保健福祉センター所長 [略]

地方振興事務所長

(1)～(18) [略]

(19) [略]

ア 開発行為の許可に係る市町村長の意見の聴取（第10条の2）

イ～ス [略]

(20)～(40) [略]

農業改良普及センター所長～土木事務所長 [略]

別表第2（第3条関係）

[略]	<p style="text-align: center;">出納局出納総務課長</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 別表第1各課長の専決事項の項に掲げる事項。ただし、<u>同項第31号</u>中「各部長」とあるのは、「別表第2出納局長の専決事項の項第2号ただし書において読み替えられた別表第1各部長」とする。</p> <p>(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">出納局出納管理課長</p> <p>(1) 別表第1各課長の専決事項の項に掲げる事項。ただし、<u>同項第31号</u>中「各部長」とあるのは、「別表第2出納局長の専決事項の項第1号ただし書において読み替えられた別表第1各部長」とする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">出納局契約課長</p> <p>(1) 別表第1各課長の専決事項の項に掲げる事項（<u>第19号</u>を除く。）。ただし、<u>同項第31号</u>中「各部長」とあるのは、「別表第2出納局長の専決事項の項第1号ただし書において読み替えられた別表第1各部長」とする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>ア～カ [略]</p>	[略]	<p style="text-align: center;">出納局出納総務課長</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 別表第1各課長の専決事項の項に掲げる事項。ただし、<u>同項第33号</u>中「各部長」とあるのは、「別表第2出納局長の専決事項の項第2号ただし書において読み替えられた別表第1各部長」とする。</p> <p>(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">出納局出納管理課長</p> <p>(1) 別表第1各課長の専決事項の項に掲げる事項。ただし、<u>同項第33号</u>中「各部長」とあるのは、「別表第2出納局長の専決事項の項第1号ただし書において読み替えられた別表第1各部長」とする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">出納局契約課長</p> <p>(1) 別表第1各課長の専決事項の項に掲げる事項（<u>第18号</u>を除く。）。ただし、<u>同項第33号</u>中「各部長」とあるのは、「別表第2出納局長の専決事項の項第1号ただし書において読み替えられた別表第1各部長」とする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>ア～カ [略]</p>
-----	---	-----	---

キ 物品（県内の各運転免許センター（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の規定による運転免許証の交付に関する事務を行う施設（警察署を除く。）をいう。）において使用する庁舎用燃料、船舶用燃料、航空機用燃料並びに県警察において使用する特殊の装備品及びこれに類する物品を除く。）の単価契約

ク～サ [略]

(5) 支出を伴う事案の決定（旅行命令に係るものを除く。）に係る1件10万円以上の契約の締結その他の支出負担行為（前3号に掲げるもの及び各総括課長補佐の専決事項の項第8号に掲げるものを除く。）及び1件10万円以上の支出命令

(6)～(8) [略]

出納局検査課長

(1) 別表第1各課長の専決事項の項に掲げる事項。ただし、同項第31号中「各部長」とあるのは、「別表第2出納局長の専決事項の項第1号ただし書において読み替えられた別表第1各部長」とする。

(2) [略]

キ 物品（船舶用燃料及び航空機用燃料を除く。）の単価契約

ク～サ [略]

(5) 支出を伴う事案の決定（旅行命令に係るものを除く。）に係る1件10万円以上の契約の締結その他の支出負担行為（前3号に掲げるもの及び総括課長補佐の専決事項の項第9号に掲げるものを除く。）及び1件10万円以上の支出命令

(6)～(8) [略]

出納局検査課長

(1) 別表第1各課長の専決事項の項に掲げる事項。ただし、同項第33号中「各部長」とあるのは、「別表第2出納局長の専決事項の項第1号ただし書において読み替えられた別表第1各部長」とする。

(2) [略]

別表第3（第3条関係）

各地域事務所長
(1) [略]
(2) [略]
ア [略]
イ 知事が別に定める物品の購入及び次に掲げる事務（工事の施行（ア）に掲げるものを除く。）、重要物品の購入、補助金等の交付決定等、旅費（職員以外の者に支出されるものを除く。）に係るもの及び知事が別に定める懇談会の開催を除く。）で1件につきそれぞれ次に定める額未満の支出を伴うものに係る令達予算に基づく支出負担行為及び支出命令並びに地方自治法第214条に規定する債務負担行為（以下「債務負担行為」という。）に基づき、又は同法第234条の3の規定により行う支出負担行為 （ア）～（ク） [略]
ウ～ク [略]
(3)～(8) [略]

別表第4（第3条関係）

[略]
農業振興部長
(1)～(17) [略]
(18) <u>市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費4,000万円（災害復旧事業にあつては、査定事業費2,000万円）未満のもの</u> の確認調査（地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。）
畜産振興部長
(1)～(9) [略]
(10) <u>市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費4,000万円未満のもの</u> の確認調査（地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。）

別表第3（第3条関係）

各地域事務所長
(1) [略]
(2) [略]
ア [略]
イ 知事が別に定める物品の購入及び次に掲げる事務（工事の施行（ア）に掲げるものを除く。）、重要物品の購入、補助金等の交付決定等、旅費に係るもの及び知事が別に定める懇談会の開催を除く。）で1件につきそれぞれ次に定める額未満の支出を伴うものに係る令達予算に基づく支出負担行為及び支出命令並びに地方自治法第214条に規定する債務負担行為（以下「債務負担行為」という。）に基づき、又は同法第234条の3の規定により行う支出負担行為 （ア）～（ク） [略]
ウ～ク [略]
(3)～(8) [略]

別表第4（第3条関係）

[略]
農業振興部長
(1)～(17) [略]
畜産振興部長
(1)～(9) [略]

農業農村整備部長

(1) 土地改良法の施行に関する次のこと（アからオまで、ソからツまで、フからメまで、ユからルまで及びロからイまでにあつては、地域事務所
の事業担当区域に係るものを除く。）。

ア～ハ [略]

ヒ 土地改良区連合の解散及び権利義務の承継の認可並びにそれらの
公告（第83条の2）

フ～アイ [略]

(2)～(20) [略]

[略]

林業振興部長

(1)～(3) [略]

(4) [略]

ア 開発行為（次に掲げるもので、かつ、新たに許可を要するものを除
く。）の許可に係る市町村長の意見の聴取（第10条の2）

(7) 大規模開発行為に関する指導要綱第10条第1項に規定する自
然環境保全協定の締結を要するもの

(i) 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用
の促進に関する特別措置法第2条第2項に規定するものをいう。）
の設置を目的とするもの

イ～ス [略]

(5)～(11) [略]

(12) 工事に関する次のこと。

ア～エ [略]

(13) 令達予算に基づく建設業法第2条第1項に定める建設工事に係る
1件5,000万円未満の調査、測量又は設計の委託

(14) 松くい虫防除及び保安林整備に係る1件2,000万円未満の役務の調
達に係る委託（地域事務所の事業担当区域に係るもの）（保安林整備に係

農業農村整備部長

(1) 土地改良法の施行に関する次のこと（アからオまで、ソからツまで、
ヒからムまで、ヤからリまで及びレからアまでにあつては、地域事務所
の事業担当区域に係るものを除く。）。

ア～ハ [略]

ヒ～ア [略]

(2)～(20) [略]

[略]

林業振興部長

(1)～(3) [略]

(4) [略]

ア 開発行為の許可に係る市町村長の意見の聴取（第10条の2）

イ～ス [略]

(5)～(11) [略]

(12) 工事に関する次のこと（地域事務所の事業担当区域に係るものを除
く。）。

ア～エ [略]

(13) 令達予算に基づく建設業法第2条第1項に定める建設工事に係る
1件5,000万円未満の調査、測量又は設計の委託（地域事務所の事業担
当区域に係るものを除く。）

(14) 松くい虫防除及び保安林整備に係る1件2,000万円未満の役務の調
達に係る委託（地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。）

るものを除く。)を除く。)

(15) 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費4,000万円(災害復旧事業にあつては、査定事業費2,000万円)未満のものの確認調査(地域事務所の事業担当区域に係るもの(治山事業及び林道に係るものを除く。))を除く。)

(16) 工事の施行及び維持管理する施設に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等(所管の工事及び維持管理施設に係るものに限り、公有水面埋立法に基づくものを除く。)

(17)・(18) [略]

(19) 工事に関する土地使用貸借契約の締結

農業・農村振興部長

農業振興部長の専決事項の項及び農業農村整備部長の専決事項の項に掲げる事項

[略]

地域事務所に置かれる農業振興部長

(1)～(9) [略]

(10) 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費4,000万円(災害復旧事業にあつては、査定事業費2,000万円)未満のものの確認調査

栗原地域事務所に置かれる畜産振興部長

(1)～(9) [略]

(10) 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費4,000万円未満のものの確認調査

[略]

地域事務所に置かれる林業振興部長

(1)・(2) [略]

(3) [略]

ア 開発行為(次に掲げるもので、かつ、新たに許可を要するものを除

(15) 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費4,000万円(災害復旧事業にあつては、査定事業費2,000万円)未満のものの確認調査(地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

(16) 工事の施行及び維持管理する施設に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等(所管の工事及び維持管理施設に係るものに限り、公有水面埋立法に基づくもの及び地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

(17)・(18) [略]

(19) 工事に関する土地使用貸借契約の締結(地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

[略]

地域事務所に置かれる農業振興部長

(1)～(9) [略]

栗原地域事務所に置かれる畜産振興部長

(1)～(9) [略]

[略]

地域事務所に置かれる林業振興部長

(1)・(2) [略]

(3) [略]

ア 開発行為の許可に係る市町村長の意見の聴取(第10条の2)

く。)の許可に係る市町村長の意見の聴取(第10条の2)

(7) 大規模開発行為に関する指導要綱第10条第1項に規定する自然環境保全協定の締結を要するもの

(4) 再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項に規定するものをいう。)の設置を目的とするもの

イ～ケ [略]

(4)～(9) [略]

(10) 松くい虫防除に係る1件2,000万円未満の役務の調達に係る委託

(11) 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費4,000万円(災害復旧事業にあつては、査定事業費2,000万円)未満のもの確認調査(治山事業及び林道に関するものを除く。)

イ～ケ [略]

(4)～(9) [略]

(10) 工事に関する次のこと。

ア 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額1件3億円未満の工事の施行(工事の検査を除く。)。ただし、起工額の30パーセントに相当する金額を超える額の設計変更(当該変更に係る額が200万円を超えるものに限る。)及び2,000万円を超える額の設計変更を除く。

イ 請負代金額1件4,000万円未満の工事の中間検査及び完成検査

ウ 工事(建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。以下このウにおいて同じ。)の出来高検査及び工事1件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係るものが500万円未満の工事の完成検査

エ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

(7) 下請負の承認(第26条の2)

(4) 中間前金払の認定(第29条の2)

(11) 令達予算に基づく建設業法第2条第1項に定める建設工事に係る1件5,000万円未満の調査、測量又は設計の委託

(12) 松くい虫防除及び保安林整備に係る1件2,000万円未満の役務の調達に係る委託

(13) 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費4,000万円(災害復旧事業にあつては、査定事業費2,000万円)未満のもの確認調査

(14) 工事の施行及び維持管理する施設に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等(公有水面埋立法に基づくものを除き、所管の工事

(12) [略]

別表第7（第3条関係）

保健所の地域保健福祉部長

(1) [略]

ア～チ [略]

ツ [略]

(2)～(15) [略]

保健所の環境衛生部長

(1)～(28) [略]

及び維持管理施設に係るものに限る。)

(15) [略]

(16) 工事に係る土地使用貸借契約の締結

別表第7（第3条関係）

保健所の地域保健福祉部長

(1) [略]

ア～チ [略]

ツ 喫煙可能室設置施設の届出の受理（健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則第2条）

テ [略]

(2)～(15) [略]

保健所の環境衛生部長

(1)～(28) [略]

(29) 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年宮城県条例第78号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条第1号の規定による廃止前のかきの処理に関する取締条例（昭和29年宮城県条例第43号）の施行に関する次のこと（支所の事業担当区域に係るものを除く。）。

ア 処理場設置の許可（第4条）

イ 処理場の用途廃止等の届出の受理（第6条）

ウ 処理業の開始届の受理（第15条）

エ 衛生上必要な事項の指示（第17条の2）

(30) 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条第2号の規定による廃止前の食品衛生取締条例（昭和30年宮城県条例第27号）の施行に関する次のこと（支所の事業担当区域に係るものを除く。）。

ア 加工業の登録（第3条）

イ 行商の登録（第4条）

(29)・(30) [略]

(31) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する次のこと（動物愛護センター所長に委任される事務及び支所の事業担当区域に係るものを除く。）。

ア～ソ [略]

(32) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年宮城県条例第137号）の施行に関する次のこと（支所の事業担当区域に係るものを除き、かつ、イ、ウ及びオにあっては、動物愛護センター所長に委任される事務を除く。）。

ア 飼い犬の収容及び公示（第8条）

イ 飼い犬への必要な措置等（第8条）

ウ 犬及び猫の譲渡（第9条）

エ 犬、猫等の引取り等に係る公示（第9条）

オ 犬、猫等への必要な措置等（第9条）

カ～ケ [略]

(33)～(42) [略]

塩釜保健所の支所長

(1) [略]

(2) 保健所の環境衛生部長の専決事項の項に掲げる事項（第15号から第20号まで、第31号、第32号及び第35号から第42号までに掲げる事項にあっては、塩釜保健所岩沼支所長に限る。）

大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所の支所長

ウ 登録証及びき章の交付（第5条）

エ 登録の拒否及び通知（第5条の2）

オ 有効期間の延長及び登録の更新（第6条）

カ 地位の承継の届出の受理（第6条の2）

キ 変更の届出の受理（第7条の2）

ク 登録証及びき章の書換え及び再交付（第9条）

ケ 営業の休止若しくは廃止又は合併以外の事由による解散の届出の受理（第10条）

(31)・(32) [略]

(33) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する次のこと（支所の事業担当区域に係るものを除く。）。

ア～ソ [略]

(34) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年宮城県条例第137号）の施行に関する次のこと（支所の事業担当区域に係るものを除く。）。

ア 飼い犬の収容等（第8条）

イ 犬及び猫の譲渡（第9条）

ウ～カ [略]

(35)～(44) [略]

塩釜保健所の支所長

(1) [略]

(2) 保健所の環境衛生部長の専決事項の項に掲げる事項（第15号から第20号まで及び第37号から第44号までに掲げる事項にあっては、塩釜保健所岩沼支所長に限る。）

大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所の支所長

(1)～(4) [略]

(5) 保健所の環境衛生部長の専決事項の項第1号から第3号まで、第5号から第14号まで及び第21号から第34号までに掲げる事項

(1)～(4) [略]

(5) 保健所の環境衛生部長の専決事項の項第1号から第3号まで、第5号から第14号まで及び第21号から第36号までに掲げる事項

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。